

＜貯蓄預金＞商品概要説明書

青木信用金庫

平成 2 4 年 8 月 1 日現在

1. 商 品 名	貯蓄預金
2. 販 売 対 象	個人の方のみご利用できます。
3. 期 間	期間の定めはありません。
4. 預 入	
預入方法	随時預け入れできます。
預入金額	1 円以上 (ただし、 型「30 万円型」については口座開設時 30 万円以上、 型「10 万円型」については口座開設時 10 万円以上)
預入単位	1 円単位
5. 払 戻 方 法	随時払い戻しできます。
6. 利 息	
適用利率	変動金利 型「30 万円型」・ 型「10 万円型」のそれぞれについて基準残高(型は 30 万円、 型は 10 万円) 以上利率と基準残高未満利率に分けて金利設定を行います。毎日の最終残高に応じ店頭表示の利率を適用します。
利払方法	毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に元金に組入れます。
計算方法	付利単位を 1 円とし、毎日の最終残高 1,000 円以上について 1 年を 365 日とする日割計算。
7. 税 金	お利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。
8. 手 数 料	キャッシュカードによる払い戻し等にあたっては、「キャッシュカード規定」に定める手数料をいただきます。 型「30 万円型」については、1 か月間(毎月 1 日から月末までの間) に、5 回を超える払い戻しが行われる場合、その回数を超えるそれぞれの払い戻しの都度当金庫所定の払戻回数超過手数料をいただきます。
9. 付 加 で き る 特約事項	・マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠(350 万円) まで非課税でご利用いただけます。
10. 中 途 解 約 時 の取扱い	_____
11. 金 利 情 報 の 入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。
13. そ の 他 参 考 となる事項	・給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りはできません。 ・公共料金、クレジットのご利用代金などの自動支払いはできません。 ・総合口座のお取扱いはできません。 ・この預金は、「貯蓄預金規定」によりお取扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
14. 預 金 保 険 に ついて	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)